

(6) 高砂大学校同窓会育成費

(1) 監査手続

所 管	教育委員会	生涯学習課	
補 助 的 目 的	毎年活発化し、多彩な事業を行っている高砂大学校同窓会を育成し、その活動を奨励する		
概 要	生涯学習推進事業として高齢者教育を円滑に実施するための事業費に関する補助		
交 付 先	金沢市中央公民館 高砂大学校同窓会		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	補助対象経費に対する定額補助。但し、事務員の通動手当の増減により若干変動する		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	14,855	8,920	9,816
補 助 対 象 経 費	12,820	3,945	4,203
補 助 金 額	4,540	3,010	3,020
補 助 開 始 時 期	昭和39年度		
補 助 終 了 予 定 時 期	終期設定なし		

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

①将来の自主運営を前提とし、補助金の終期設定をすべきである。

高齢化社会における生涯学習の場である高砂大学校同窓会は、事業報告書を一読すると、非常に活発な社会奉仕活動を行っており、こうした団体の活動に対し、市が財政的支援を行うことには何ら問題はないように考えられる。

しかし、本会は果たして市が財政的支援をしなければ、活動をすることが出来ない団体といえるであろうか。

平成17年度における、本会の会員数は3,400名であり、また当年の入会者数は378名である。本会は、これらの会員から会費及び入会金を徴収し、活動の主要な財源としている。市の拠出した補助金額と本会の会員数(会費)から考察するに、市が財政的支援をしなければ活動が不能な団体であるとは考えにくいものと思われる。

前述したように、本会の活動についての公益性は疑いようがないものではないが、市税を源にした、限られた財源から拠出される補助金は効率的に使用されなければならず、公益性があったとしても、自主運営が可能な団体は補助金に頼らず、可能な限り自主財源で活動していくべきであると考えられるので、将来的な自主運営を前提として補助金の終期設定をすべきであると思われる。

てまちづくり推進事業、区画整理事業、公園施設等管理受託事業等を行っており、平成17年度では、特別会計で34,990千円の次期繰越収支差額金があり、一般会計と特別会計を合計した正味財産は648百万円にも上っている。収益事業から生じた剰余金が一般会計の基金として組入れられることに問題はないものの、一般会計である緑化基金事業の規模は毎年15百万円程度の規模で推移しており、財団における当初の基本財産5千万円以外の運用財産積立預金218百万円緑化基金330百万円の合計548百万円は当面不要求不急の積立金となっている。このような剰余金が豊富な財団に対する運営費補助は補助金交付の趣旨にも反しており、早急に補助金額の減額を検討しなければならない。

(3) 意見

①交付先財団法人に対する基金運用財産等の状況に関する定期的な検査を行うべきである。

財団の決算報告書によれば平成17年度一般会計および特別会計の期末正味財産合計は648,484千円もあり、その殆どは、定期預金や投資有価証券で運用されていた。市は財団の決算書を手入しているが、基金財産の運用実態に関する調査等はない。基金のうち投資有価証券で運用されているものについては、その内訳書を手入し、時価が取得原価よりも著しく低下していないものがないかどうか等の調査は最低限実施すべきであろう。

②市の事務事業と密接に関連するとして、支出されている公園施設管理の嘱託職員に対する人件費補助は競争入札を前提とする、市の委託事業へ切り替えるべきであり、その他の人件費補助も可能な限り、事業費補助へ切り替えるべきである。

当該補助金は区画整理課よりの財団への派遣職員の給与及び財団の嘱託職員の給与見合い額となっている。派遣職員の給与負担については財団との間で職員派遣に関する取り決めが交わされているが、給与見合い額負担については財団との間で交わされた特別な取り決めはなく、嘱託職員に対する人件費補助は市の事務事業と密接な関連があるという理由で支出されているだけであるため、金額の決定過程では透明性を高められたい。

さらに、市の事務事業と密接な関連があるというが、市の事務事業と密接な関連があったのは、公園施設管理の給与費だけで、公園の施設管理(遊具の維持管理・点検ほか)を市の職員が直接実施する場合にはコスト面が有利であるという理由であった。従って、コスト面だけの有利性を考えれば、競争入札を前提とする市の委託事業とすべきであり、財団に対する人件費補助とすべき積極的理由は乏しい。また、その他の嘱託職員に対するものも金沢市が主導して決定した市役所OB等の財団からの給与を市の補助金で随う仕組となっているが、市場原理に基づき、これらについても可能な限り事業費補助へ切り替えられたい。

することには問題がある。設立当初には補助する必要があるかもしれないが、現状の補助事業者の状況によっては必要がなかった可能性もあり、単に既得権化していたと言われても仕方がない面があったと考えられる。当該交付に関しては、要綱等の規定を整備し、これに従い交付すべきだったと思われる。

但し、当該補助金については、平成19年度より国庫補助相当額のみを交付することに変更された。

②表現性の高い自立化計画を策定し、補助金の終期設定をすべきである。

サービセンタは現在、(財)金沢勤労者福祉サービセンタ自立化計画(平成15年度～平成19年度)に基づき、自主運営を目指しているとのことであった。そこで、当該計画による自立化時点で補助金支出が完了する予定で計画が策定されているかをヒアリングしたところ、サービセンタは現状、補助金の終期設定が出来るほどの運営状況になっていないため、計画上考慮されていないとの回答を得た。

だとすると、そもそも自立化計画の実効性に疑問が残る。自立化の時期、そして自立化による補助金支出の終了を計画に盛り込まなければ、自立化計画の意味はなさないであろう。

平成20年度からの新たな自立化計画が策定される予定であるとのことだが、この際には、実現性の高い自立化計画を策定し、補助金の終期設定をすることが望まれる。

(7)金沢勤労者福祉サービセンタ運営費補助

所 管	産業界	労働政策課	
補 助 的 目 的	中小企業と大企業との間の労働福祉の格差を是正し、中小企業勤労者が生涯にわたり健康で充実した生活を送ることが出来ることを目的とする。		
概 要	福利厚生サービセンタを行う財団法人金沢勤労者福祉サービセンタの運営費に補助を行う。		
交 付 先	(財)金沢勤労者福祉サービセンタ		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
根 拠 条 例 等	中小企業福祉事業費補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	国庫補助金同額に加え、人件費及び管理費の一部を補助		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	201,159	227,538	225,428
補 助 対 象 経 費	60,548	64,201	77,360
補 助 金 額	36,166	37,139	40,636
金沢市支払額のうち国・県からの受入額	13,201	13,252	13,603
補 助 開 始 時 期	平成10年度		
補 助 終 了 予 定 時 期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①補助金交付に関する金沢市独自の要綱等が何ら存在しない。

金沢市が交付している補助金の内訳について調査したところ、国庫補助金相当額に加え、人件費の一部(事業部長給与の50%、公認会計士報酬及び社会保険料)及び管理費の一部(金沢市が審査した結果、別途補助する必要があると認められたもの)に対するものであった。

国庫補助相当額を金沢市が補助金として交付する根拠は、当該補助事業者が国庫補助を受ける要件(市が国庫補助額と同額以上を補助する)となっていることにある。しかし、国庫補助相当額を上回る人件費及び管理費の一部を補助することにつき、何ら規定等が存在しない。

所管課へヒアリングしたところ、人件費及び管理費の一部を別途補助することは、(財)金沢勤労者福祉サービセンタ(以下、サービセンタ)設立時のルールに従って、毎年度の予算措置で行っているとの回答を得た。

国庫補助相当額または必要と認められた管理費の一部を予算措置で補助することはともかくとして、人件費の一部につき、当初の取り決めであることを理由に予算措置で補助

(8) 教職員厚生協会補助

所 管	教育委員会	学校職員課	
補 助 目 的	金沢市立小中学校に勤務する教職員及び教育関係事業に従事する者の福利厚生を増進を図る		
概 要	教育文化事業と福祉事業にかかる運営費補助		
交 付 先	財団法人金沢市教職員厚生協会		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独		
根拠法令	予算措置		
算定方法等	なし		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総事業費	21,758	21,459	20,719
補助対象経費	4,541	4,585	3,784
補助金額	2,000	1,500	1,500
補助開始時期	昭和27年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

①財団法人の収入による自主運営が可能と考えられる。

財団法人金沢市教職員厚生協会の平成17年度の決算書によると、その概要は以下のとおりであった。

支 出	収 入
教育文化事業	前期繰越
給付事業	4,621 会員掛金(1,869名)
福祉事業	2,855 市補助金
厚生事業	2,779
事務費	7,199
職員退職積立	1,000
雑費	111
次期繰越	1,225
合 計	20,719
	合 計
	20,719

(単位：千円)

※上記支出のうち、教育文化事業及び福祉事業のみを補助対象経費としている。

所管課にヒアリングしたところ、平成14年度より補助対象経費を教育文化事業及び福祉事業に限定し、また平成16年度より補助金額を減額し、数年経過を見た後、更に削減していく方向で考えているとの回答を得た。

当該財団の事業のうち、公共性の高い事業に限定し、補助対象経費とした市の考え方は賛同できる。しかし、財団の会員数、当該会員からの掛金額からすると、補助金収入がなくとも、十分に自主運営が可能ではないかと考えられる。

補助対象事業を含めた全事業費の削減の余地、あるいは会員1人あたり掛金の見直しを検討し、早期に自主運営が出来るよう、計画を策定すべきであると考えられる。

(10) 金沢市福祉サービス公社運営費補助金

所 管	福祉健康局	長寿福祉課	
補 助 目 的	(財)金沢市福祉サービス公社事務局経費、福祉施設職員費の財政的基盤を保障することによって、金沢市からの受託事業の円滑な執行を図る。		
概 要	事務局管理費・職員費、福祉施設管理運営職員費を補助している		
交 付 先	財団法人金沢市福祉サービス公社		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	事務局管理費・事務局職員費は25%相当額、福祉施設職員費は全額		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	91,172	79,875	58,196
補助対象経費	90,751	79,561	57,943
補 助 金 額	90,751	79,561	57,943
補助開始時期	平成3年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果 (指摘事項)

①公社全体の収支から見て、金沢市からの補助金減額を検討すべきと考える。

市が補助しているのは、市からの受託事業に係る事務局経費相当分であるから、補助の趣旨には異論はない。しかし、公社は、市からの受託事業のほか自主事業として収益事業(特別会計)を行っている。平成17年度では、特別会計で12,374千円の当期収支差額があり、特別会計の正味財産は147,572千円ある。

財団法人である公社等の公益法人が収益事業を営むのは、本来の公益事業を行うための資金を獲得するためであり、収益事業から生じた余剰金は公益事業資金に充当することが予定されているものと思われる。

そうすると、収益事業を継続していくために必要な資金以外は、公益事業である一般会計へ繰入れ、その結果、市からの補助金を減額できると思われる。

(9) (財)石川県音楽文化振興事業団運営費補助事業

所 管	都市政策局	国際文化課	
補 助 目 的	オーケストラ・アンサンブル金沢の運営及び音楽文化の普及振興のため		
概 要	上記目的のために楽団人件費及び運営費の一部に対して補助を行う		
交 付 先	(財)石川県音楽文化振興事業団		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	財団の要望を受け、予算編成の中で決定される。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	881,885	918,264	961,117
補助対象経費	381,429	601,213	562,311
補 助 金 額	133,196	128,416	131,355
国、県からの補助金額	226,018	218,546	215,925
補助開始時期	昭和63年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果 (指摘事項)

①補助金額の見直しが必要である。

補助金の目的としての音楽文化振興のために(財)石川県音楽文化振興事業団に対して一定の補助金を交付することについては、実際のオーケストラ・アンサンブル金沢の活動から判断して公益性はあると判断される。しかし、収支決算書を確認すると、平成17年度では繰越金が34,120千円あり、また過去3年間の支出を見ると、年度途中に急に事業が増えた場合として支出する「特別事業基金支出」が平成17年度は20,000千円、平成15年度は30,000千円の拠出があり、平成17年度末現在では311,000千円もの多額の基金が存在している状況にある。

確かに臨時的な事業の発生による支出の可能性は存在するとはいえ、繰越金と基金とを合わせて約345,000千円もの多額の繰越金等を有する合理的な理由にはならないと考えられる。また、平成17年度では海外公演事業、地域文化振興推進事業に対して通常の運営費の補助金に加え17,500千円の補助金が交付されており、本来ならば、このような事業があった場合にこそ、この基金等を使用するべきではないかと考えられる。上記のように繰越金等がある(財)石川県音楽文化振興事業団に対して、石川県との合意のうえとはいえ、毎年約150,000千円もの補助金が交付されており、今後はこれら基金等の使用を考慮した補助金額とするよう石川県と連携して指導していくべきであると考えられる。

①補助金のうち市単独で実施しているものについては、交付基準等を再検討し、補助金の減額を考慮すべきと考える。また、市単独の補助金は3年程度の長期設定をし、その都度補助金の必要性を検討すべきである。

前述のとおり、平成17年度の私立保育所への補助金は、運営費補助 689,981 千円、特別事業費補助 696,647 千円の合計 1,386,629 千円で、その内訳は次のとおりである。

【運営費補助】

(イ) 給与等改善費補助	市単独	27,277	千円
(ロ) 保育士定数改善費補助	市単独	420,615	
(ハ) 調理員定数改善費補助	市単独	42,675	
(ニ) 統合保育費補助	市単独	118,107	
(ホ) いつでも入所対応保育士配置支援事業補助	市単独	40,166	
(ヘ) 代替職員費補助	市単独	19,157	
(ト) 運営特別対策費補助	市単独	10,165	
(チ) 職員感染症予防対策費補助	市単独	11,816	

【特別事業費補助】

(イ) 延長保育費補助	国・市	527,033	千円
(ロ) 一時保育費補助	国・市	41,140	
(ハ) 休日保育費補助	国・市	18,931	
(ニ) 地域活動費補助	国・市	9,646	
(ホ) 延長保育管理費補助	国・市	19,572	
(ヘ) 年末保育費補助	国・市	3,997	
(ト) 地域子育て支援センター事業費補助	国・市	46,740	
(チ) 私立保育所金沢子育て夢ステーション事業	市単独	8,736	
(リ) 病児一時保育費補助	国・市	20,848	

このうち「国・市」というのは国の施策に基づき行うもので、「市単独」は市の施策で行っているものである。それぞれの補助金には理由・算定根拠がありそれぞれの補助金自体から余剰が出ない仕組みになっている。

しかし、補助金全体を見たときにこれだけの補助金が必要なのかという疑問が生じる。

(11)私立保育所運営費補助、特別事業促進補助

所 管	福祉健康局	子ども福祉課
補 助 的 概 要	私立保育所の運営補助	
交 付 先	私立保育所の運営に関して補助している 市内私立保育所 97 箇所	
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独
根拠法令	次世代育成支援対策交付金交付要綱他	
金額(千円)	平成15年度	平成16年度
総事業費		平成17年度
補助対象経費		
補助金額	1,409,862	1,386,629
金沢市支払額のうち国・県からの受入額	385,589	368,857
補助開始時期	個別にあり	
補助終了予定時期	終期設定なし	
(1) 監査手続	起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。	

(2) 監査の結果(指摘事項)

保育所の収入は運営費収入と補助金収入で大部分を占めており、金沢市の 97 私立保育所の収入(市から見れば歳出)内訳はその負担者別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

	歳出	歳入			差引市負担
		総額	(内、保護者負担)	(内、国負担)	
運営費	8,505,276	5,107,309	2,863,057	2,244,252	3,397,967
運営費補助	689,981	10,155		10,155	679,826
特別事業費補助	696,647	342,190		342,190	354,457
合計	9,891,904	5,459,654	2,863,057	2,596,597	4,432,250

本件は上記のうち補助金(運営費補助、特別事業費補助)についての検討である。

補助金の必要性を再検討し、補助金が必要な保育所だけに交付するようにすべきと考
 える。

なお、市単独の補助金の概要は次のとおりである。

- 1 給与等改善費補助
 運営費収入に含まれる保育士及び調理員の人工費基準額と実支給給与額の差額を補
 助する。
- 2 保育士定数改善費補助
 国保育士配置基準と市保育士配置基準数の差額相当分の経費を補助する。
- 3 調理員定数改善費補助
 臨時調理員、パート調理員を配置したときに国の配置基準を超える部分を補助する。
- 4 統合保育費補助
 障害児保育を円滑に実施するための人工費を補助する。
- 5 いつでも入所対応保育士配置支援事業補助
 年度途中の入所の一般化に対応するため、年度当初から市配置基準を超える保育士を
 確保している保育所に対して補助する。
- 6 代替職員費補助
 職員の出産、傷病のため、臨時に代替職員を雇用した場合に、代替職員に係る人件費
 を補助する。
- 7 運営費特別対策費補助
 定員が45人以下で小規模施設(30人以下)とみなすことが適当と認められる保育所に
 保育単価差を補助する。
- 8 職員感染症予防対策費補助
 伝染病、食中毒を防止し、児童の衛生面での安全を確保するため職員の検便に要する
 費用を補助する。

下記は私立保育所の概況報告書から抜粋要約したものである。

(単位：千円)

No	運 営 費 取 入 収 入	市 補 助 金 入 収	期 末 資 金 残 高	純 資 産 の 部			次 期 繰 越 収 支 差 額
				純 資 産 の 部 合 計	基 本 金 等	積 立 金	
1	88,667	19,866	17,950	288,255	260,784	48,700	▲ 21,228
2	80,093	9,534	23,821	231,101	96,999	78,369	55,732
3	87,037	10,002	18,927	303,648	282,502	31,950	▲ 10,804
4	124,754	23,362	10,206	311,143	266,016	17,170	27,956
5	157,618	31,841	23,786	472,307	200,756	21,880	249,670
6	88,341	19,686	17,757	225,426	203,223	17,550	4,652
7	138,201	18,068	34,863	207,882	129,135	41,023	37,722
8	185,828	20,544	6,772	811,450	543,678	72,150	195,622
9	115,777	15,887	67,708	350,841	241,698	30,050	79,092
10	131,024	19,314	36,776	220,014	122,635	19,000	78,378
11	114,428	17,215	0	432,483	157,213	0	275,270
12	120,671	22,384	30,425	254,979	135,844	19,500	99,635
13	77,550	13,777	12,650	204,829	117,832	70,359	16,638
小計	1,509,993	241,486	301,649	4,314,364	2,758,321	467,703	1,088,339
その他84	6,986,055	1,145,142	988,891	8,590,658	12,905,023		
合計97	8,496,049	1,386,629	1,290,540				

(注) 純資産の部に計上されている積立金は上記期末資金残高とは別に特定資産として別
 途積立がされている。

現在市内 97 の私立保育所で、その期末資金残高の合計は 1,290 百万円でこれは補助
 金額 1,386 百万円に近い金額である。また純資産の部の合計は 12,905 百万円ある。

そこで純資産が多い上位 13 保育所を詳細に見ると、純資産中に積立金を多く保有し
 ている。積立金を保有することは各保育所の判断であり、将来に備えて積立金を保有す
 ることは望ましいことである。しかし、積立金を多額に保有できる保育所に対してなせ
 多額の補助金を交付しなければならぬのは疑問である。例えばNo2は期末資金と
 積立金の合計が 102 百万円あり、運営費収入と補助金収入(=ほぼ年間収入となる)の
 合計も超えている。

前述のとおり、各補助金自体には制度を設ける理由があり、算定根拠も適正と考えら
 れるから、積立金を保有できるのは各保育所の経営努力の賜物であろう。その努力は評
 価すべきではあるが、補助金なし、あるいは減額しても運営していける保育所に対し
 ては補助金を減額すべきと考える。例えば、職員感染症予防対策費補助は、結果的に全保
 育所の全職員の検便に要する費用全額を補助していることになっている。制度導入時に
 補助金を交付する必要があるかもしれないが、その場合でも3年程度の終期設定をし、

3. 透明性に疑義があるもの

(1) 横安江町商店街まちなみ整備事業費補助

所 管	産 業 局	商 業 振 興 課	
補 助 目 的	平成17年3月に金沢市と横安江町商店街が「まちづくり協定」を締結し、電線類地中化及び歩道整備、アーケード撤去を機に、横安江町商店街のファサードを統一的に整備することにより、歴史を重んじつつ新たな賑わいを創出するまちづくりをめざすことを目的とする。		
概 要	金沢市を象徴する商店街のひとつである横安江町商店街のまちなみ整備を短期間で行うために、中心市街地に適用される「金沢市中心市街地ファサード等整備事業補助金」の補助限度額を特例措置として増額したものである。		
交 付 先	横安江町商店街振興組合		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	金沢市中心市街地ファサード等整備事業補助金交付要綱を準用する。		
算 定 方 法 等	対象経費の2分の1以内(1件当り上限200万円)		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	—	—	75,681
補 助 対 象 経 費	—	—	61,622
補 助 金 額	—	—	29,320
補 助 開 始 時 期	平成17年度		
補 助 終 了 予 定 時 期	平成18年度で終了		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリング及び現地視察を実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

① 工事業者との契約価格が市の単価審査価格より高い傾向にある。

市は補助金額の決定に当り営繕課が単価審査を行い、その金額の2分の1を補助金額としている。しかし工事業者と各商店の実際の契約価格は、全57契約中55契約が単価審査価格より高かった。その理由について営繕課に質問したところ、単価審査には市単価(ある程度の工事規模を規定して算出)を採用しているが、申請物件の多くが小規模な工事であるために価格差が生じること、また与えられた情報だけでは書類審査では実態に応じた価格を算出することが難しいことがその要因である、との回答であった。これは市側の問題ではなく主に民間側の問題ではあるが、補助金が出る工事に対して工事業者が高めの価格を設定するというモラルハザードの問題が背後に潜んでいるように思われる。通常より高い価格が工事業者から提示されることは、結果的に補助金の本来目的から離れたところに金銭が流れることに繋がるので、補助目的の達成を阻害す

(12) (財)金沢総合健康センター運営費補助

所 管	福 祉 健 康 局	保 健 衛 生 課	
補 助 目 的	金沢総合健康センターの管理運営及び各種事業を推進し、もって市民の健康増進を図ること		
概 要	金沢総合健康センターの管理運営費の補助をする		
交 付 先	(財)金沢総合健康センター		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	予算措置		
算 定 方 法 等	管理運営費のうち他会計からの共益費負担金、基本財産収入等を越える部分を補助している		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	56,142	52,463	59,746
補 助 対 象 経 費	45,403	42,469	49,895
補 助 金 額	45,403	42,469	49,895
補 助 開 始 時 期	昭和55年度		
補 助 終 了 予 定 時 期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

① 財団法人金沢総合健康センター(以下、健康センター)の全体の収支から見て、補助金交付額を見直すべきである。

健康センターの平成17年度決算書を見ると、一般会計のほか6つの特別会計がある。特別会計のうち4会計は市からの受託事業を行っているが、2会計は収益事業を行っており、この2事業からは当期収支差額が10,386千円生じており、2事業の期末正味財産は78,099千円ある。

財団法人等の公益法人が収益事業を営むのは、本来の公益事業を行うための資金を獲得するためであり、収益事業から生じた剰余金は公益事業資金に充当することが予定されているものと思われる。

そうすると、収益事業を継続していくために必要な資金以外は、一般会計に繰り入れべきであり、その結果、市からの補助金の減額が可能と思われる。

4. 要綱、規定等を整備する必要があるもの

(1)文化事業助成費

所 管	都市政策局	国際文化課	
補 助 目 的	市内に主たる活動の場を有する芸術文化事業に携わる各種団 体に対し、運営費及び事業経費の一部を助成し、市民レベル の芸術文化振興活動の促進、各種芸術文化活動団体の育成、 市民全体の芸術文化意識の高揚を図る。		
概 要	芸術文化事業に携わる各種団体に対し、運営費及び事業経費 に対して補助する。		
交 付 先	㈱北国新聞社(北国文化事業)ほか50件		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	補助金額は、各団体の要望を受け、予算編成の中で算定		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	674,290	853,081	857,915
補助対象経費	673,416	851,246	854,051
補 助 金 額	45,480	54,230	54,550
補助開始時期	不明		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

①補助金の算定基準を明確にする必要がある。

文化事業補助金は、芸術文化事業に携わる団体に対して運営費等の一部を助成し、芸術文化振興活動の促進などを図ることを目的としている。

平成17年度の支出内容を見ると、50件の企業・団体にに対して補助金が交付されており、各々の事業内容は美術展などの運営費に対して支出が行われており、支出内容から判断すると公益性については問題がない。

しかし、その補助金の交付については、明確な算定基準はなく、各事業ごとに個別に判断してその金額が決定されている。結果として金額ベースで1件あたり100,000円から5,000,000円の支出があり、補助割合も、補助対象経費の0.98%から100%まで様々であり、支出金額及び補助割合が妥当であるかは判断できない状況にある。

たしかに、文化事業の内容は様々にあり、一律に基準を設けるということは、運用上は困難であるかもしれないが、例えば、補助対象経費金額の範囲(0円~100,000円、100,000円超~500,000円、500,000円超~1,000,000円等)ごとの補助割合及び補助金額の上限を設定すること等が考えられる。

る要因となる。

これは工事を伴う補助金には常に発生する可能性のある問題なので、市側としても被補助団体に対してでできる限り複数業者から見積もりを取るよう指導するなどの方策を採ることが望まれる。

(2) 観光事業助成費

所 管	産業局	観光交流課	
補 助 目 的	各種祭典の開催により、地域の活性化や観光客の誘致を図る。		
概 要	園遊会、歩行者天国、花火大会、夏祭りなどで規模が大きく補助目的にかなうと思われるものに対して、事業総額の10%前後を補助している。		
交 付 先	浅の川園遊会実行委員会他9件		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	個別に判断し、予算措置により交付する。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	193,250	214,276	249,318
補 助 対 象 経 費	191,933	208,707	244,692
補 助 金 額	19,700	21,450	25,700
国、県からの補助金額	21,300	24,800	30,300
補助開始時期	昭和60年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

①交付要綱の作成が必要である。

この補助金は、観光客の誘致効果が期待できると思われるイベントに対し予算措置により補助金を交付してきたものであり、それが年々増加して平成17年度では10件、25,700千円までになっている。この規模になった現在では、補助対象を決定する基準や補助金額を算出する方法が曖昧であるという現状は改善すべきであり、交付要綱を作成することが是非とも必要である。

②要綱等を整備し、補助対象事業を明確にすべきである。

①に記載したとおり、補助金の交付対象となっている事業の内容はいずれも公益性の観点からは問題はないと考えられる。ただし、補助金が交付された事業がすべて補助金の交付が必要であったか、あるいは補助金の交付を受けて実施したことによる効果がある程度あったかについて十分な検討が必要であると考えられる。

なお、平成17年度に補助金を交付した先を補助対象経費に対する補助金の割合でまとめると次のようになる。

(補助対象経費に対する補助金の割合)

区分	件数	平均割合	補助金額総額	1件当り金額
1%未満	1	0.98%	1,500,000円	1,500,000円
1%以上5%未満	18	2.98%	11,900,000円	661,111円
5%以上10%未満	10	7.92%	13,470,000円	1,347,000円
10%以上50%未満	16	19.38%	24,300,000円	1,518,750円
50%以上	5	76.20%	3,130,000円	626,000円
合計	50	6.37%	54,300,000円	1,086,000円

この表からみると、補助対象経費に対する補助金額が10%に満たない補助金が29件(支出件数に対する割合58.00%)、26,870,000円(支出金額に対する割合49.48%)となつていくことがわかる。

補助対象経費に対する補助金の割合の単純な比率のみで本来の補助目的の妥当性の評価を行うということは具体的な事業内容から判断して必ずしも適当ではない可能性はあると考えられるもの、少なくとも補助対象経費に対する割合が10%にも満たない事業に対する補助金が補助対象事業を行う上で本当に必要な補助であったのか、仮に補助金の交付を受けずに実施された場合、当該事業が当初の目的どおりに実行することが不可能であったのか、との疑問が残る。

また、補助金の交付を受けることを前提とした予算編成が行われ、その分自効努力により支出を抑制するといったことが十分に行われなかった可能性が考えられる。

そしてこの結果、本来ならば補助金の交付を受けなければ事業が実施できないような事業者、特に個人的な団体等について予算上十分補助が受けられない可能性も生ずる。

こうした問題は要綱が存在しないことにより生ずると考えられるので、効率性の観点から要綱を整備すべきである。

(3)企業立地助成金

所 管	産業局	企業立地課
補 助 的 目 的	金沢市における企業立地の促進及び中小企業構造の高度化の推進を図るため必要な助成措置を講ずることにより、雇用の確保と産業の振興に資し、もって市民の福祉の向上を図ることを目的とする。	
概 要	条例で定められた業種の事業者が市内に事業所を新設、増設または取得した場合、または条例で定められた地域に製造業等の事業者が工場等を新設、増設または取得した場合は、それに要した経費の一部を助成する。	
交 付 先	㈱ディー・ケイ・ケイ他2件	
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独
根拠条例等	金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例	
算定方法等	①助成特定事業所及び助成高度技術工場 次のいずれかの多い金額 (1)新設、増設又は取得に要した経費の10%以内(上限2億円) (2)助成製造工場等の助成金の額 ②助成製造工場等 次の合計額(上限2億円) (1)土地の取得に要した経費の20%以内 (2)固定資産(土地を除く)の取得に要した経費の5%以内 ③新規雇用事業者 市内在住の新規雇用者人数×20万円(上限4千万円)	
金額(千円)	平成15年度	平成16年度 平成17年度
総事業費	1,102,950	160,745 1,188,161
補助対象経費	1,102,950	160,745 1,188,161
補助金額	150,500	8,000 148,800
補助開始時期	昭和58年度	
補助終了予定時期	終期設定なし	

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①補助対象者を選定する基準を定期的に見直すルールが必要である。

産業局管轄の補助金は基本的には商工農林業等の営利事業者に交付されるため、直接的にはそこには私益が発生し、補助金本来の目的である公益はその付帯効果として間接的に現れる。この補助金について言えば、工業地域への工場集積促進による都市環境の

整備、工場規模拡大による雇用創出などの公益が想定される。

本来目的が公益事業を行う団体への補助の場合は問題にならないが、そうではなく民間事業者に補助が行われる場合は、直接的に私益を受ける事業者の選定にはより高度な合理性と慎重さが求められる。こういう観点から、一例としてこの補助金を考えてみる。この補助金の交付について定めている条例の主な改正履歴は下表のとおりである。

年 度	改 訂 内 容
昭和58年	条例制定
平成元年	対象業種として先端技術製品製造工場と頭脳立地法指定業種を追加
平成9年	融資対象者を拡大： 新増設(者) → 新増設および取得(者) 融資割合引上げ： 2/3 → 9/10
平成13年	補助対象に従業員の新規の雇用に要した経費を追加
平成18年	融資対象に流通業務施設を追加

なお、上表に記載された以外にも何度か条例改正が行われているが、内容を見たところ法令の改正に伴う名称変更などであり、実質的な内容の改正ではないため割愛している。

昭和58年からの23年間で4回の改正で十分かどうかは一概には言えない。しかしこれは、当該補助金だけでなく産業局が管轄する補助金の多くに発生しているであろう問題点だと考えられる。産業局として共通の認識を持ち、直接的に私益を得る民間事業者の選定方法が、時代の変遷に適合しているかどうかを見直す共通ルールを策定すべきである。